

氏名 (法人にあっては名称)	日本ファシリティ・ソリューション株式会社
住所	東京都品川区大崎一丁目6番4号新大崎勸業ビルディング17階

自社等発電所(*1)の有無	無		
電気事業の概要	<p>■ 平成29年4月より事業を開始し、沖縄を除く全エリアで、特別高圧・高圧のお客さまへの電力小売事業を実施しております。</p>		
電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制	<p>■ 弊社は、販売する電力の全量をグループ会社であるテプコカスタマーサービス株式会社から調達しております。自社内での特別な体制はとっておりません。</p>		
電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置及び目標	年度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績 (2021年度)	0.476 (kg-CO ₂ /kWh)	0.292 (kg-CO ₂ /kWh)
	当年度目標 (2022年度)	0.370 (kg-CO ₂ /kWh)	0.370 (kg-CO ₂ /kWh)
	短期目標 (2024年度)	全国平均係数 (kg-CO ₂ /kWh)	全国平均係数 (kg-CO ₂ /kWh)
	長期目標 (2032年度)	- (kg-CO ₂ /kWh)	- (kg-CO ₂ /kWh)
	<p>(目標に係る措置の考え方)</p> <p>■ 市内のみの数字が確定できないため、全国値を使用。 ■ 2022年度は0.37kg-CO₂/kWh未滿とすることを目標といたします。 ■ 東京電力グループ全体で、販売電力由来のCO₂排出量を2013年度比で2030年度に50%削減することを目標としております。 ■ 2022年度はFIT非化石証書購入により調整後排出係数を0.370未滿を目指します。</p>		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。
 *2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量(基礎二酸化炭素排出量)を市内への電気の供給量(電気供給量)で除したものをいう。
 *3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したのから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用率の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2021年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2022年度)	- (千kWh)	- (%)
	短期目標 (2024年度)	- (千kWh)	- (%)
	長期目標 (2032年度)	- (千kWh)	- (%)
(目標に係る措置の内容)			
■ 弊社は自社発電施設を保有しておらず、今後も保有計画はございません。			
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2021年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2022年度)	- (千kWh)	- (%)
	短期目標 (2024年度)	- (千kWh)	- (%)
	長期目標 (2032年度)	- (千kWh)	- (%)
(目標に係る措置の内容)			
■ 弊社は2019年4月より広島市内での供給を開始しております。環境価値の確保量および確保率に関する目標は設定はしていません。			
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	■ 未利用エネルギーの獲得目標は設定していません。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	■ 弊社は自社発電施設を保有しておらず、今後も保有計画はございません。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	■ 電力の販売に併せて、ESCOサービスやエネルギーマネジメントサービスのご提案及び販売を行っております。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	■ 現状の取り組みを継続するとともに、新たな取り組みを検討して参ります。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量、他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量及び購入した環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。